

延岡市地域防災計画

令和 7 年 4 月
延岡市防災会議

目次

第1編 総論.....	1
第1章 総則.....	3
第1節 延岡市地域防災計画の目的	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 計画の構成	6
第4節 用語の定義	8
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	9
第1節 各機関の実施責任	9
第1項 基本方針	9
第2項 各機関の実施責任	9
第2節 処理すべき事務及び業務の大綱	10
第3節 市民の責務	18
第4節 減災に向けた市民運動の展開	18
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	19
第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	19
第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	20
第2編 共通対策編.....	21
第1章 基本的考え方等.....	23
第1節 基本的考え方	23
第2節 延岡市の概況	23
第2章 災害予防計画.....	25
第1節 災害に強いまちづくり	25
第1項 道路等交通関係施設の整備と管理	25
第2項 ライフライン施設の機能確保	29
第3項 建築物及び文化財等災害予防計画	34
第4項 農林水産業災害予防計画	36
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	38
第1項 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備	38
第2項 活動体制の整備	40
第3項 救急・救助及び消火活動体制の整備	47
第4項 医療救護体制の整備	51
第5項 緊急輸送体制の整備	52
第6項 燃料の供給体制の整備	53
第7項 電力・ガスの臨時供給体制の整備	54

第8項	避難収容体制の整備	55
第9項	備蓄に対する基本的な考え方	62
第10項	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	65
第11項	情報伝達体制の整備	68
第12項	要配慮者に係る安全確保体制等の整備	71
第13項	防災訓練の実施	82
第14項	災害復旧・復興への備え	85
第15項	災害に係る検証	85
第3節	市民の防災活動の促進	86
第1項	防災知識の普及	86
第2項	自主防災組織等の育成強化	89
第3項	ボランティアの環境整備	91
第4項	地区防災計画の策定	93
第5項	災害教訓の伝承	93
第3章	災害応急対策計画	95
第1節	活動体制の確立	95
第1項	災害対策本部等の設置	95
第2項	職員の参集及び動員	111
第3項	活動体制の確立	113
第4項	防災関係機関の活動体制の確立	117
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	118
第1項	災害情報の収集・連絡	118
第2項	通信手段の確保	126
第3節	広域応援活動	129
第1項	地方公共団体による広域的な応援体制	129
第2項	指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	132
第3項	民間団体への応援要請	135
第4節	救助・救急及び消火活動	136
第1項	救助・救急活動	136
第2項	消火活動	137
第5節	医療救護活動	139
第1項	医療機関による医療救護活動	139
第2項	DMA T等による医療救護活動	143
第3項	搬送体制の確保	143
第4項	医薬品等の確保	144
第5項	医療情報の確保等	144
第6項	保健衛生対策の実施	145
第7項	重大事故等突発的災害時の救急医療対策	146
第8項	救助法に基づく措置	148
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	149

第1項	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	149
第2項	陸上輸送体制の確立	150
第3項	海上輸送体制の確立	155
第4項	航空輸送体制の確立	155
第7節	燃料の確保活動	158
第1項	燃料供給体制	158
第2項	市民への協力要請	158
第8節	電力・ガスの臨時供給活動	159
第9節	避難収容活動	160
第1項	避難誘導の実施	160
第2項	避難所の開設、運営	174
第3項	被災者の把握	177
第4項	避難生活環境の確保	178
第5項	要配慮者への配慮	179
第6項	応急住宅の確保	181
第7項	広域避難及び広域一時滞在	185
第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	186
第1項	食料の供給	186
第2項	飲料水の供給及び給水の実施	189
第3項	生活必需品の供給	191
第11節	防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	193
第1項	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	193
第2項	災害廃棄物処理	197
第12節	行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	201
第1項	行方不明者及び遺体の搜索	201
第2項	遺体の検視、検案及び埋火葬の実施	201
第13節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	205
第1項	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	205
第2項	物価の安定、物資の安定供給	206
第3項	帰宅困難者対策	207
第14節	公共施設等の応急復旧活動	208
第1項	市有施設等の応急復旧	208
第2項	公共土木施設等の応急復旧	208
第15節	ライフライン施設の応急復旧	211
第1項	ライフライン途絶時の代替対策	211
第2項	ライフライン施設の応急復旧	212
第3項	事業者間の連絡・協力	219
第16節	被災者等への的確な情報伝達活動	220
第1項	被災者・市民への的確な情報伝達	220
第2項	相談窓口の設置	222

第3項 市民等からの被災者の安否確認について	223
第17節 自発的支援の受入れ	224
第1項 ボランティア活動の受入れ	224
第2項 義援物資、義援金の受入れ	227
第18節 災害救助法の適用	229
第1項 災害救助法の適用	229
第19節 文教対策	232
第1項 学校教育対策	232
第2項 文化財保護対策	234
第20節 農林水産関係対策	235
第4章 災害復旧・復興計画	239
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	239
第1項 被害が比較的軽い場合の基本的方向	239
第2項 被害が甚大な場合の基本的方向	239
第2節 迅速な現状復旧の進め方	240
第1項 公共施設災害復旧事業計画	240
第2項 激甚災害の指定	242
第3節 計画的復興の進め方	246
第1項 災害復興対策本部の設置	246
第2項 災害復興方針・計画の策定	246
第3項 災害復興事業の実施	248
第4節 被災者の生活再建等の支援	249
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	249
第2項 生活確保資金の融資等	250
第3項 雇用の確保	256
第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	256
第5項 住宅確保の支援	258
第6項 罹災証明書の交付	259
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	262
第1項 中小企業の復興支援	262
第2項 農林水産業の復興支援	262
第6節 要員確保計画	263
第1項 労働者等確保の手段	263
第2項 公共職業安定所等の労働者確保	263
第3編 風水害等対策編	265
第1章 災害特性等	267
第1節 基本的考え方	267
第2節 延岡市における風水害の概況	270
第3節 災害の想定	271

第2章 風水害予防計画	273
第1節 風水害に強いまちづくり	273
第1項 風水害に強い県土の形成	273
第2項 風水害に強いまちづくり	276
第3項 ライフライン施設の機能確保	285
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	286
第1項 災害発生直前における体制の整備	286
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	290
第3項 防災関係機関の防災訓練の実施	292
第3節 市民の防災活動の促進	295
第4節 風水害に関する調査・研究の推進	296
第3章 風水害応急対策計画	297
第1節 災害発生直前の対応	297
第1項 警報等の伝達	297
第2項 避難誘導の実施	317
第3項 災害の未然防止対策	318
第2節 活動体制の確立	319
第1項 市災害対策本部等の設置	319
第2項 職員の参集及び動員	321
第3節 水防計画	322
第1項 安全配慮	322
第2項 警備	322
第3項 避難救護	323
第4項 水防活動	324
第5項 関係機関との協力・応援	324
第6項 資材および輸送並びに公用負担	325
第7項 報告	325
第4節 土砂災害応急対策計画	326
第1項 市及び関係機関相互の情報連絡	326
第2項 警戒体制の確立	327
第3項 災害発生時の報告	328
第4項 救助活動	328
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	329
第6節 在港船舶対策計画	329
第7節 雪害対策計画	330
第4編 地震災害対策編	333
第1章 災害特性等	335
第1節 震災対策の基本的考え方	335
第2節 延岡市を取り巻く地震環境	336

第3節 延岡市における地震被害	338
第4節 想定地震と被害想定	340
第2章 地震災害予防計画	344
第1節 地震に強いまちづくり	344
第1項 都市防災構造の強化	344
第2項 建築物の安全化	347
第3項 地盤災害防止対策の推進	350
第4項 海岸・河川・ため池・ダムの整備と管理	352
第5項 ライフライン施設の機能確保	353
第6項 危険物等施設の安全確保	356
第7項 防災基盤・施設等の緊急整備	358
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	362
第1項 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備	362
第2項 活動体制の整備	362
第3項 避難収容体制の整備	363
第4項 二次災害防止体制の整備	364
第5項 防災訓練の実施	367
第3節 市民の防災活動の促進	368
第1項 防災知識の普及	368
第2項 自主防災組織等の育成強化	369
第4節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進	370
第3章 地震災害応急対策計画	371
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	371
第2節 医療救護活動	373
第3節 避難収容活動	374
第1項 避難誘導の実施	374
第2項 避難所の開設、運営	376
第3項 被災者の把握	378
第4節 二次災害の防止活動	380
第1項 水害、土砂災害対策	380
第2項 建築物等の倒壊対策	382
第3項 爆発及び有害物質による二次災害対策	383
第4項 宅地等の崩壊対策	385
第5節 海上災害の応急・復旧対策	386
第1項 海上災害の防止活動	386
第2項 支援活動	387
第3項 海上災害復旧活動	388
第5編 津波災害対策編	389
第1章 津波の想定と震災対策	391

第1節 宮崎県における津波被害	391
第2章 津波災害予防対策計画	393
第1節 津波に強いまちづくり	393
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	394
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	394
第2項 避難収容体制の整備	395
第3節 市民の防災活動の促進	397
第3章 津波災害応急対策計画	399
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	399
第1項 津波に関する情報の迅速な伝達等	399
第2項 水防活動	404
 第6編 南海トラフ地震対策推進計画編	 405
第1章 総則	407
第1節 推進計画の目的	407
第2節 基本方針	407
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	408
第2章 関係者との連携協力の確保	409
第1節 資機材・人員等の配備計画	409
第1項 資材等の調達物資の備蓄・調達	409
第2項 人員の配置	409
第3項 装備資機材等の整備充実	410
第2節 他機関に対する応援要請	410
第1項 応援隊の派遣要請	410
第3章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助	411
第1節 津波からの防護	411
第2節 津波に関する情報の伝達等	412
第1項 津波警報・注意報及び津波情報等の伝達系統	412
第2項 配慮すべき事項	414
第3節 避難指示の発令基準	415
第4節 避難対策等	416
第1項 避難指示の対象となる地区	416
第2項 指定緊急避難場所・避難路等の指定・設定	420
第3項 住民等への周知	420
第4項 避難所開設時における事前準備	420
第5項 避難所に必要な設備等	421
第6項 避難誘導	421
第7項 避難行動要支援者を考慮した避難対策	423
第8項 観光客・外国人等に対する避難誘導等	426
第9項 避難所における救護上の留意事項	426

第10項 津波避難計画	427
第5節 消防機関等の活動	429
第6節 水道・電気・ガス・通信・放送関係	430
第1項 水道	430
第2項 下水道	430
第3項 電気	431
第4項 ガス	432
第5項 通信	432
第6項 放送	432
第7節 交通	433
第1項 道路	433
第2項 海上	433
第3項 鉄道	433
第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	434
第1項 建築物等災害予防計画	434
第2項 工事中の建築物に対する措置	438
第9節 迅速な救助	439
第1項 救急活動体制の強化	439
第2項 救助体制の整備	439
第3項 救助機関の連携体制の強化	439
第4項 消防団員確保及び教育訓練	440
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	441
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	443
第1項 体制	443
第2項 地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知	444
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	445
第1項 体制	445
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する周知	446
第3項 地震への備えの再確認等を中心とした防災対策	447
第4項 災害応急対策をとるべき期間等	447
第5項 市のとるべき措置	447
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	448
第1項 体制	448
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する周知	449
第3項 避難情報に関する周知	450
第4項 災害応急対策をとるべき期間等	451
第5項 避難対象者及び事前避難対象地域	452

第6項	避難所の制定及び移動方法	453
第7項	応急対策	454
第8項	消防機関等の活動	454
第9項	警備対策	455
第10項	水道・電気・ガス・通信・放送関係	455
第11項	交通	456
第12項	市自らが管理等を行う道路・河川その他の施設に関する対策	457
第13項	滞留旅客等に対する措置	458
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	459
第1節	施設等の整備	459
第2節	津波指定緊急避難場所の指定	459
第6章	防災訓練計画	460
第1節	防災訓練の実施	460
第1項	大規模な地震を想定した訓練	460
第2項	県への要請	460
第3項	関係機関・団体との連携	460
第4項	津波災害を想定した訓練	460
第5項	情報伝達訓練	460
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	461
第1節	基本方針	461
第2節	市職員に対する防災教育	461
第1項	内容	461
第2項	方法	461
第3節	市民に対する防災知識の普及啓発	462
第1項	内容	462
第2項	方法	462
第4節	観光客等への広報	463
第5節	地震対策実施上の相談窓口	463
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	464
第1節	基本方針	464
第2節	短期事業（目標達成期間 平成26年度～令和3年度）	464
第3節	中期事業（目標達成期間 平成26年度～令和10年度）	465
第4節	長期事業（目標達成期間 平成26年度～令和25年度）	466
第7編	その他の災害対策編	467
第1章	火山災害対策	469
第1節	基本的な考え方等	469
第2節	火山災害応急対策計画	469
第1項	活動体制の確立	469
第2項	火山災害に関する情報の伝達	470

第3項 広域避難	476
第2章 海上災害対策	477
第1節 基本的考え方等	477
第1項 計画の目的	477
第2項 市の処理すべき事務	477
第2節 海上災害予防計画	478
第3節 海上災害応急対策計画	479
第1項 活動体制の確立	479
第2項 情報の収集・連絡	479
第3項 捜索、救助・救急及び消火活動	480
第4項 危険物等の大量排出に対する応急対策	480
第5項 被災者等への的確な情報伝達活動	484
第6項 ボランティアの受入れ	485
第7項 環境保護対策	485
第4節 海上災害復旧計画	486
第3章 航空災害対策	488
第1節 基本的考え方等	488
第2節 航空災害応急対策計画	488
第1項 航空災害情報の収集・連絡	488
第2項 活動体制の確立	489
第3項 捜索、救助・救急及び消火活動	489
第4章 鉄道災害対策	491
第1節 基本的考え方等	491
第2節 鉄道災害予防計画	491
第1項 災害応急体制の整備	491
第3節 鉄道災害応急対策計画	492
第1項 市の活動体制の確立	492
第2項 救助・救急活動	492
第3項 二次災害の防止活動	492
第5章 道路災害対策	493
第1節 基本的考え方等	493
第1項 基本的考え方	493
第2項 本市における道路概況	493
第2節 道路災害予防計画	493
第1項 道路交通の安全のための情報の充実	493
第2項 道路施設等の管理と整備	493
第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	494
第4項 道路利用者に対する防災知識の普及	495
第3節 道路災害応急対策計画	495
第1項 災害情報の収集・連絡	495

第2項 活動体制の確立	496
第3項 交通誘導及び緊急交通路の確保	496
第6章 危険物等災害対策	497
第1節 基本的考え方等	497
第2節 危険物等災害予防計画	498
第1項 危険物災害予防計画	498
第2項 高圧ガス災害予防計画	499
第3項 火薬類災害予防計画	499
第4項 毒物劇物災害予防計画	500
第5項 輸送予防計画	500
第6項 防災知識の普及	500
第3節 危険物等災害応急対策計画	501
第1項 危険物災害応急対策	501
第2項 高圧ガス災害応急対策	503
第3項 火薬類災害応急対策	504
第4項 毒物劇物災害応急対策	505
第7章 大規模な火事災害対策	506
第1節 基本的考え方等	506
第2節 大規模な火事災害予防計画	506
第1項 大規模な火事に強いまちの形成	506
第2項 火災に対する建築物の安全化	508
第3項 消火体制の整備	509
第4項 防災知識の普及、予防啓発活動	512
第3節 大規模な火事災害応急対策計画	513
第1項 活動体制の確立	513
第2項 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	513
第3項 災害情報の収集・連絡	513
第8章 林野火災対策	515
第1節 基本的考え方等	515
第2節 林野火災予防計画	516
第1項 監視体制等の強化	516
第2項 森林所有（管理）者への指導	517
第3項 災害防止のための気象情報等の充実	517
第4項 活動体制の整備	518
第5項 防火思想の普及	518
第3節 林野火災応急対策計画	519
第1項 火災通報等	519
第2項 消火活動体制	520
第9章 原子力災害対策	524
第1節 基本的考え方等	524

第1項	基本的考え方	524
第2項	基礎とすべき災害の想定	525
第3項	防災関係機関の業務の大綱	526
第2節	原子力災害予防計画	527
第1項	情報の収集・連絡体制等の整備	527
第2項	応急体制の整備	527
第3項	住民の屋内退避・一時移転等に係る体制の整備	528
第4項	住民への健康相談体制の整備	528
第5項	住民等への的確な情報伝達	528
第6項	原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発	529
第7項	防災訓練の実施	529
第8項	民間企業等との連携	529
第3節	原子力災害応急対策計画	530
第1項	基本方針	530
第2項	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	530
第3項	活動体制の確立	531
第4項	住民等への的確な情報伝達活動	532
第5項	屋内退避、一時移転等の防護活動	535
第6項	医療及び健康相談の実施	535
第4節	原子力災害復旧・復興計画	536
第1項	放射性物質による環境汚染への対処	536
第2項	風評被害等の影響軽減	536
第3項	住民健康相談	536